平成２１年（フ）第２１６０号
福岡市東区奈多団地34番103号
債務者　木村　克也
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１７２号
福岡市東区社領３丁目７番14号
債務者　吉永　優美
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１９６号
福岡県糟屋郡粕屋町大字長者原770番地１工藤ビル301号
債務者　松永　和美
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２２１号
福岡市博多区博多駅南３丁目５番１号
債務者　山本　光宣
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第４９０号
大分県由布市湯布院町川上1024番地18
債務者　江藤　嘉展
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４９１号
大分市高城西町29番９号　グリーンヒル高城506
債務者　藤井　貴子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５２１号
大分市明野西１丁目７番１Ａ３―202号
債務者　堀　　千恵（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６２号
大分県日田市日の出町ハーモニータウンＣ―103号
債務者　片桐　優子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２１年（フ）第１９５０号
横浜市鶴見区馬場５丁目11番２号　貯水池ハイツ201
債務者　嘉数　成恵
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２０１号
横浜市鶴見区豊岡町20番７号　モントヴェール横浜503号室
債務者　幸田　修一
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２１５号
横浜市南区睦町２丁目185番地１
債務者　川口　真樹（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２２０号
横浜市瀬谷区本郷２―42―３、住民票上の住所沖縄県うるま市字高江洲978番地１　ステーションクリエート301
債務者　桑江　勇寛
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２４５号
横浜市磯子区洋光台２丁目17番４号　第２市村ハイツ303号
債務者　新井まゆ子（旧姓新美）
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月６日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２５３号
横浜市青葉区荏田北１丁目３番地４　ＫＩＮＯＷＡ115号室
債務者　升森はるみ
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３０２号
横浜市保土ケ谷区上星川３丁目２番22号
債務者　嶺岸慎一郎
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３０８号
横浜市磯子区洋光台１丁目15番７―205号
債務者　小柳　篤司
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４１６号
横浜市保土ケ谷区岩崎町12番５―301号
債務者　櫻井　道子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部